

広島県訓令第十三号

本 庁
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第三十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後		改正前	
<p>(副知事の専決事項) 第七条 (略) 一―十六 (略) 十七 一件二十万平方メートル以上の宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可 十八―二十三 (略)</p>		<p>(副知事の専決事項) 第七条 (略) 一―十六 (略) 十七 一件二十万平方メートル以上の宅地造成工事の許可 十八―二十三 (略)</p>	
別表第三（第八条関係）			
局課の区分	局長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
土木建 (略)	(略)	(略)	(略)
築局 (略)	(略)	(略)	(略)
都市環二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
境整備二 (略)	三 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十一号）	三 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十一号）	三 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十一号）
課	四 宅地造成及び特	四 宅地造成及び特	四 宅地造成及び特
<p>一 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第百九十一号（一）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（造成面積十平方メートル未満のものに限る。）</p>		<p>一・二 (略)</p> <p>三 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十一号）</p> <p>附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第百九十一号の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可</p>	
<p>一・二 (略)</p> <p>三 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十一号）</p> <p>附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第百九十一号の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可</p>		<p>一・二 (略)</p> <p>三 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十一号）</p> <p>附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第百九十一号の規定による宅地造成に関する工事の計画の変更の許可</p>	

備考 (略)			
	(略)		
	(略)	<p>(一) 第十二条 第一項本文 の規定によ る宅地造成 等に関する 工事の許可 第三十条 (二) 第一項本文 の規定によ る特定盛土 等又は土石 の堆積に関 する工事の 許可 三五 (略)</p>	<p>定盛土等規制法に 基づく知事の権限 のうち、次に掲げ るもの (一) 第十六条第一 項本文の規定に よる宅地造成等 に関する工事の 計画の変更の許 可 (二) 第二十条第六 項(第二十三条 第三項において 準用する場合を 含む。)の規定 による災害防止 措置の執行に要 した費用の工事 主等への負担の 措置 (三) 第三十五条第 一項本文の規定 による特定盛土 等又は土石の堆 積に関する工事 の計画の変更の 許可 (四) 第三十九条第 六項(第四十二 条第三項におい て準用する場合 を含む。)の規 定による災害防 止措置の執行に 要した費用の工 事主等への負担 の措置 五八 (略)</p>
(略)			
備考 (略)			
	(略)		
	(略)	<p>三五 (略)</p>	<p>四七 (略)</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。